

高松市体育協会 弔慰金支給規程

1, 弔慰金は、次の場合に支給する。なお、支給額には、原則として花輪代は含まない。

① 本会役員^の死去 弔電 及び 10,000円

② 同役員の一親等親族^の死去 弔電 及び 5,000円

2, 1の規程にかかわらず、会長が必要と認めたときは、副会長、理事長との合議により、相当額の弔慰金を支給することができる。この場合、会長は次の常任理事会において内容を報告し、承認を得なければならない。

3, 本規程による給付金は、一切返金を要しない。

4, 本会役員は、本規程に掲げる事由が発生したときは、速やかに本会事務局に届出る義務を相互に負うものとする。

5, 本規程の改定は、総会の議決を要する。

★附 則

- ・この規程は、平成17年5月23日から施行する。